

答申第 1 号  
平成 18 年 8 月 29 日

北広島市教育委員会  
教育長 白崎 三千年 様

北広島市情報公開審査  
会長 中村 睦



公文書非公開決定処分に係る答申について

平成 18 年 5 月 30 日付北広芸文第 14 号にて諮問のあった下記の公文書非公開決定処分について、情報公開条例第 18 条の規定による審査の結果、別紙のとおり答申します。

記

- 1 対象公文書 平成 12 年度から 17 年度までの芸術文化ホールの  
清掃委託業務及び施設設備管理委託業務の予定価格  
調書
- 2 処分内容 平成 18 年 1 月 31 日付公文書非公開決定
- 3 不服申立年月 平成 18 年 2 月 15 日
- 4 不服申立書受理年月日 平成 18 年 3 月 11 日 (補正書)

以上

(諮問 第1号)

## 答 申

実施機関 北広島市教育委員会教育長が平成18年1月31日付北広芸文第29号で行った公文書非公開決定処分は妥当である。

### 【審査会の結論】

実施機関が非公開とした、北広島市芸術文化ホールの清掃業務委託及び文化施設設備管理業務委託の予定価格調書（平成12年度分～平成17年度分）（以下「本件公文書」という。）は、北広島市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第5号の行政運営情報として公開を制限せざるを得ないものと判断する。

### 【異議申立ての経過】

異議申立人は、条例第9条に基づき本件公文書を、平成18年1月19日に実施機関に公開請求した。

実施機関は、平成18年1月31日、本件公文書は入札の予定価格であることから、条例第6条第1項第5号に該当するものとして非公開とし、非公開決定通知により異議申立人に通知した。

異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号の規定に基づき、平成18年2月15日に本件公文書の非公開決定処分を不服とし、実施機関に異議申立てを行った。

実施機関は、条例第17条の規定に基づき、平成18年5月30日本件異議申立てに係る処分について北広島市情報公開審査会に諮問した。

### 【異議申立ての趣旨】

異議申立ては、本件公文書の非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

#### 【異議申立人の主張要旨】

北広島市芸術文化ホールの清掃業務委託及び文化施設設備管理業務委託（以下「清掃業務委託等」という。）は、平成11年度に本格オープンして以来、その内容がほとんど変わらず、このため予定価格も大きな変化は生じないはずである。

しかし、平成12年度の契約価格と平成13年度の契約価格は大きく相違していることから、予定価格自体も大きく変化していることが予想される。

このため、平成12年度の予定価格と平成13年度の予定価格の算定は異なると考えられることから、予定価格を公開しても将来の予定価格を類推できず、非公開事由に該当しない。

また、他の自治体では公開している。

#### 【実施機関の説明要旨】

清掃業務委託等は、その目的から毎年度継続して実施しており、本件公文書を公開することは、将来の競争入札を執行する上で予定価格が類推され、事務事業（入札）を実施する意義を失うおそれがある。

予定価格は、契約を締結する場合にあらかじめ設定する契約価格の基準となる価格であり、契約の相手方を決定する際、この予定価格を基準として競争の公正性を確保しようとするものであることから、予定価格の決定は極めて重要な意義を有するものである。

毎年反復し、継続される、かつその内容に大きな変化がない業務について予定価格が公開されると、次年度以降の予定価格が容易に類推される。

予定価格が類推されると、業者の見積努力を損なわせる、その価格が目安となって契約金額が高止まりになる、談合を助長するなどの支障が生ずるおそれがある。

また、清掃業務委託等は、競争入札後、翌年度から一定期間一定の条件の下に、受託業者と随意契約を行っているが予定価格を公開すると、受託業者は適正な見積努力を行わず、類推される予定価格を基に見積金額を算出し、契約金額が高止まりになることが考えられる。

以上のことから、予定価格が公開されることは、競争入札又は随意契約により受託業者を決めるという事務事業の公正な運営に著しい支障が生ずるとともに、当該事務の目的が失われることになるため、本件公文書は条例第6条第1項第5号の行政運営情報に該当するものとして公開しない。

## 【審査会の判断理由】

### 1 基本的な考え方

市が保有する情報は、公開することを原則とし、例外として非公開とする情報は人権や公共的利益の保護等合理的理由のある必要最小限のものとしている。

この例外を明記したものが条例第6条である。

実施機関の処分は、本件公文書とその例外規定（条例第6条第1項第5号の行政運営情報）に該当するものとしていることから、本審査会では、その該当性について審査した。

### 2 具体的な判断及び理由

本件公文書の公開の可否については、平成17年7月7日付北広芸文第12号にて諮問のあった平成13年度及び平成16年度の文化施設設備管理業務委託に係る入札予定価格の非公開決定処分について、実施機関の処分を妥当とした当審査会の審査内容と一部重複していることから、前回の審議内容及び実施機関、その他関係部署、異議申立人から意見聴取するなど慎重に審議した。

#### (1) 本件公文書の内容及び性格について

本件公文書は、実施機関が清掃業務委託等を発注する際の予定価格が記載された書面である。

予定価格は契約金額の上限額を定めたものであり、これを基準とした競争の実施により公正性を確保しようとするものである。

#### (2) 条例第6条第1項第5号（行政運営情報）の該当性について

条例第6条第1項第5号は、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報を非公開情報として定めたものである。

清掃業務委託等は、毎年反復し、継続して行われており、その業務内容は大きな変化がないことから予定価格が公開されると次年度以降の予定価格が容易に類推される。

清掃業務委託等は、公共工事のように歩掛がなく積算基準がないことから、公開された予定価格を基に見積りを行うなど、業者自らの見積努力を阻害する可能性があり、競争入札等参加業者間において公正な競争が行われなくなることが考えられる。

また、清掃業務委託等は、指名競争入札後、一定の条件の下で受託者と

一定期間随意契約を行なっているが、予定価格を公開すると、受託業者は類推される予定価格を基に見積金額を算出し、契約金額が高止まりになるおそれがある。

公共工事等に関しては、近年、入札予定価格の公表が進んできているが、これは公共工事等の積算基準に関する図書などの公表が進み、相当程度の積算能力があれば設計書の提示により予定価格の類推が可能となっていること、事後公表してもその影響は限定的であること、他方では事後公表が積算の妥当性に資することなどがその理由である。

本件の清掃業務委託等は積算単価等が公表されておらず、また毎年度ほぼ同じ内容の仕様で業務が行われることが予想され、予定価格の公表が翌年度以降の予定価格の事前公表にも匹敵することから、公共工事と同列に扱うことはできない。

以上のことから、本件公文書を公開すると事務事業の公正な運営に著しい支障が生ずるとともに、当該事務の目的が失われることが考えられるため、条例第6条第1項第5号の行政運営情報に該当するものと判断する。

### (3) その他の主張について

異議申立人は、平成12年度と平成13年度の契約金額の相違をもって予定価格が変化していると推測しているが、清掃業務委託等の平成12年度の契約は平成10年度の指名競争入札における落札者との随意契約で行われており、平成13年度は新たな指名競争入札における契約金額となることから平成12年度と平成13年度において契約金額に差が生じているものである。

随意契約における予定価格は、指名競争入札時における予定価格と落札額の比率等を反映させるなど、通常の積算に随意契約固有の条件が加わり予定価格が決められるが、こうして決められた予定価格であっても、その後の予定価格が類推される、又は事務に支障が生ずる場合は公開を制限せざるを得ない。

また、他の自治体が公開している例として札幌市を挙げているが、札幌市においても予定価格の公開を無制限に行っているものではなく、原則は非公開であり、他の入札等に影響しないと判断できる場合のみ、請求があれば公開していると確認している。

本市は、独自の積算基準や積算単価を有しておらず、次年度以降も反復継続し、指名競争入札後、一定期間一者特命の随意契約も行っていることから、提出された公開資料をもって札幌市と単純に同列で比較することはできない。